

「マイナ受付」ができる医療機関等では、 限度額適用認定証等の提示が**不要**です！



💡 限度額適用認定証とは？

医療機関等の窓口でのお支払いが高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額までのお支払いにするために医療機関等に提出する「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額認定証」のことです。

💡 「マイナ受付」とは？

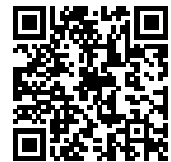
マイナンバーカードの読み取り等に必要な機器が設置されている医療機関等において、マイナンバーカード又は保険証の記号番号により、オンラインで医療保険の資格確認等を行うしくみです。

本人同意があれば限度額適用認定証等の情報も確認が可能です。



対応医療機関等には「マイナ受付」のステッカーやポスターが掲示されています。

※ 厚生労働省のホームページでもご確認いただけます。



💡 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に区役所・支所での限度額適用認定証等の交付・更新手続きが必要でした。

これからは

「マイナ受付」対応の医療機関等では、マイナンバーカード又は保険証のご提示で限度額適用認定証等がなくても限度額を超える支払いが免除されますので、区役所・支所での事前手続きは不要です。

マイナンバーカードを保険証として利用するためには事前登録が必要です。
登録方法はマイナポータルホームページで確認できます。



ご利用上の注意事項

- 「マイナ受付」に対応していない医療機関等では利用できません。
- 新たに京都市国保に加入された方は、医療機関等で認定区分の確認ができるようになるまで1か月程度かかりますので、ひと月以内に入院等で自己負担額が高額になる場合は、限度額適用認定証等の交付申請が必要です。
- 直近12か月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯の方が、入院時における食事療養費等の減額をさらに受ける場合は、別途申請が必要です。
- 70歳未満の被保険者で国民健康保険料に滞納がある場合は、医療機関等で認定区分が確認できませんので、区役所・支所にご相談ください。

お問合せは住所地の区役所・支所保険年金課保険給付・年金担当
(京北地域にお住まいの方は、京北出張所保健福祉第一担当) まで



京都市
CITY OF KYOTO



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。